⑵　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

⑶　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑷　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

○国土交通省告示第三百九十四号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第十四条の二第六項第一号イからホまでの規定に基づき、平成二十三年国土交通省告示第千二百九十三号の全部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十一日　　国土交通大臣　前田　武志

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第六項第一号イからホまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第六項第一号イからニまでに掲げる工事　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者（同条第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。）から証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは二級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の施行地で行われるもので東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第三項第一号から第四号までに規定するいずれかの工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類

二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第六項第二号ホに掲げる工事　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者から証明の申請を受けた建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法の施行地で行われるもので東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第三項第五号に規定する工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類

別表

増改築等工事証明書

（住宅取得等資金の贈与の特例用）

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用）

証明申請者		住　所	
		氏　名	
家屋番号及び所在地			
木造又は非木造の別			
工事の種別及び内容	工事の種別	第１号工事	１　増築　２　改築　３　大規模の修繕　４　大規模の模様替
		第２号工事（第１号工事以外）	１　床の過半の修繕又は模様替　２　階段の過半の修繕又は模様替　３　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　４　壁の過半の修繕又は模様替
		第３号工事（第１・２号工事以外）	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 １　居室　２　調理室　３　浴室　４　便所　５　洗面所　６　納戸　７　玄関　８　廊下
		第４号工事（第１～３号工事以外）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 １　建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定　２　地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準
		第５号工事（第１～４号工事以外）	次の基準に適合させるための修繕又は模様替 １　評価方法基準第５の５の５－１⑶の等級４の基準に適合する住宅用の家屋と同程度にエネルギーの使用の合理化に著しく資すると認められること ２　評価方法基準第５の１の１－１⑷の等級２又は等級３の基準に適合していること ３　評価方法基準第５の１の１－３⑷の免震建築物の基準に適合していること
	工事の内容		

㈱　第５号工事については、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人に限って証明できるものとする。

上記の工事が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の２第３項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第５号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを証明します。